

日進市下水道施設包括管理業務委託（ゼロ債）
基本協定書（案）

令和 8 年 7 月

日進市

【代表企業】

【構成員】

【構成員】

目 次

第 1 条	(目的及び解釈)	1
第 2 条	(当事者の義務)	2
第 3 条	(事業予定者の設立)	2
第 4 条	(事業予定者の出資者)	3
第 5 条	(株主間契約の締結等)	3
第 6 条	(事業契約の締結)	3
第 7 条	(業務の委託・請負)	4
第 8 条	(準備行為)	4
第 9 条	(談合その他の不正行為による事業契約の不締結等)	4
第 10 条	(暴力団排除に係る事業契約の不締結等)	6
第 11 条	(事業契約不調の場合の処理)	7
第 12 条	(本事業終了時の知的財産権対象技術)	7
第 13 条	(本事業終了後の代表企業の責任)	8
第 14 条	(秘密保持)	8
第 15 条	(契約の変更)	8
第 16 条	(準拠法及び管轄裁判所)	9
第 17 条	(有効期間)	9
第 18 条	(疑義に関する協議)	9

別紙 1 設立時の出資企業一覧

別紙 2 出資者保証書の様式

別紙 3 業務委託請負先

日進市下水道施設包括管理業務委託（ゼロ債）（以下「本事業」という。）に関し、日進市（以下「甲」という。）と●グループ（以下同グループの構成員を個別に又は総称して「乙」という。）との間で、以下のとおり、基本協定（以下「本基本協定」という。）を締結する。

第1条 （目的及び解釈）

- 1 本基本協定は、本事業に関して甲が実施した公募型プロポーザルにおいて乙が優先交渉権者として決定されたことを確認し、甲と乙が本事業を実施するために設立する特別目的会社（以下「事業予定者」という。）との間において、本事業に係る事業契約（以下「事業契約」という。）を締結することに向けての、甲及び乙の義務を定める。
- 2 本基本協定において用いられる語句は、次の各号に掲げるもの及び本文中において特に明示されているものを除き、甲が令和8年7月●日付けで公表した日進市下水道施設包括管理業務委託（ゼロ債）募集要項（その後の変更を含み、以下「募集要項」という。）において定められた意味を有する。
 - (1) 「応募グループ」とは、本事業に応募する企業で、複数の企業で構成されるグループをいう。
 - (2) 「業務委託請負契約」とは、事業予定者及び業務委託請負先との間で締結される本事業に係る各業務の全部又は一部に関する業務委託契約若しくは請負契約又はこれらに替わる覚書等をいう。
 - (3) 「業務委託請負先」とは、本事業に係る各業務の全部又は一部を事業予定者から直接受託し又は請け負う代表企業及び構成員その他第三者をいう。
 - (4) 「構成員」とは、応募グループを構成する、【代表企業名】、【構成員名】、【構成員名】及び【構成員名】をいう。
 - (5) 「代表企業」とは、応募グループにより応募した構成員のうち、乙を代表して応募手続を行う企業であって【代表企業名】をいう。
 - (6) 「提案書」とは、乙が令和8年●月●日付けで甲に提出した本事業の実施に係る提案書一式をいう。
 - (7) 「役員等」とは、法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者その他経営に実質的に関与している者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等その他経営に実質的に関与している者、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者その他経営に実質的に関与している者をいう。
 - (8) 「要求水準書」とは、募集要項と併せて公表された「日進市下水道施設包括管理業務委託（ゼロ債）要求水準書」（その後の修正を含む。）をいう。

- 3 本基本協定における各条項の見出しは、参照の便宜のためであり、本基本協定の各条項の解釈に影響を与えるものではない。
- 4 本基本協定で規定される法令等につき改正又はこれらに替わる新たな制定が行われた場合には、当該改正又は制定後の法令等が本基本協定に適用される。

第2条 (当事者の義務)

- 1 甲及び乙は、本事業に関する、甲と事業予定者との間での事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応しなくてはならない。
- 2 乙は、事業契約の締結のための協議においては、本事業の事業者選定手続における甲及び日進市下水道包括管理業務委託（ゼロ債）プロポーザル方式等評価委員会の要望事項を尊重しなければならない。

第3条 (事業予定者の設立)

- 1 乙は、本基本協定締結後、遅滞なく、事業契約の締結までに、募集要項、提案書及び次の各号の定めに従って、本事業の遂行のみを目的とする事業予定者を日進市内に設立する。代表企業は、事業予定者の設立登記の完了後速やかに事業予定者からその履歴事項全部証明書（設立時の取締役、監査役及び会計監査人を証明するもの）及び定款の原本証明付写しを甲に提出するものとし、その後、取締役、監査役及び会計監査人の改選（再選を含む。）がなされた場合又は定款を変更した場合も同様とする。
 - (1) 事業予定者は、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社とする。
 - (2) 事業予定者の設立時の資本金は●●円とする。
 - (3) 事業予定者を設立する発起人には、乙以外の第三者を含めてはならない。
 - (4) 事業予定者の定款の目的には、本事業に関連のある事業のみを記載する。
 - (5) 事業予定者の本店所在地は、日進市内とする。
 - (6) 事業予定者は、会社法第 107 条第 2 項第 1 号イに定める事項について定款に定めることにより、事業予定者の全部の株式を譲渡制限株式とする。ただし、会社法第 107 条第 2 項第 1 号ロに定める事項及び会社法第 140 条第 5 項ただし書に定める事項については、事業予定者の定款に定めてはならない。
 - (7) 事業予定者は、会社法第 108 条第 2 項各号に定める事項について定款に定めを置いてはならない。
 - (8) 事業予定者は、会社法第 109 条第 2 項に規定する株主ごとに異なる取扱いを行う旨を定款に定めてはならない。
 - (9) 事業予定者は、会社法第 326 条第 2 項に規定する取締役会及び監査役の設置に関する定款の定めをおかななければならない。
- 2 構成員は、本事業が終了するまで、事業予定者に事業譲渡・譲受、合併、会社

分割、株式交換、株式移転又は組織変更を行わせてはならない。

第4条 (事業予定者の出資者)

- 1 乙は、前条第1項の規定に基づき事業予定者を設立するに当たり、別紙1（設立時の出資一覧）に設立時の出資額として記載されている金額及び数量の事業者の株式を引き受けなければならない。この場合、代表企業は事業予定者に対して最大額の出資を行わなければならない。
- 2 乙は、以下の各号に定める事項を誓約し、別紙2（出資者保証書の様式）の様式による出資者保証書を事業契約の締結と同時に甲に提出しなければならない。
 - (1) 乙は、事業予定者の全株式を保有し、甲の事前の書面による承諾がある場合を除き、かかる株式について、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行ってはならない。
 - (2) 乙は、甲の事前の書面による承諾を得た上で、その所有に係る事業予定者の株式を譲渡しようとする場合、当該譲受人に別紙2（出資者保証書の様式）の様式による出資者保証書をあらかじめ甲に提出させなければならない。
 - (3) 事業予定者が株式、新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合、乙は、これらの発行を承認する株主総会において、乙により事業予定者の全株式が保有され、かつ代表企業が最大の出資者であることが維持されるよう、その保有する議決権を行使しなければならない。

第5条 (株主間契約の締結等)

- 1 乙は、前条第2項各号に定める事項を含む内容について定めた株主間契約を締結し、その内容を証するため、当該株主間契約の写しを事業契約の締結と同時に甲に提出しなければならない。
- 2 乙以外の第三者が事業予定者の株主となる場合、乙は、当該第三者をして、前項に定める株主間契約に関して、当該第三者を当事者に含める旨の変更を行わなければならない。なお、この場合において、乙は、当該変更後の株主間契約の写しを、変更後ただちに甲に提出しなければならない。

第6条 (事業契約の締結)

- 1 甲及び乙は、本基本協定締結後、令和9年5月上旬を目途として、甲と事業予定者の間で事業契約が締結されるよう、誠実に対応する。
- 2 甲は、事業契約の文言に関し、乙より説明を求められた場合、募集要項において示された本事業の目的及び理念に照らして、その条件の範囲内において趣旨を明確化する。
- 3 甲及び乙は、事業契約の締結後も、本事業の実施のために互いに協力しなくて

はならない。

第7条 （業務の委託・請負）

- 1 乙は、事業予定者をして、統括管理業務、維持管理業務（処理場施設等）のうち下水道施設及び農集施設の運転管理操作業務、並びに維持管理業務（管路施設）のうち日常的維持管理及び計画的維持管理業務については事業契約締結後速やかに、並びに污水管渠改築工事及びコンサルタント業務については業務着手日までに、それぞれ別紙 3（業務委託請負先）に定める業務委託請負先に委託又は請け負わせ、当該各業務に着手する日までに、当該各業務に係る業務委託請負先との間で業務委託請負契約を締結させ、当該契約の締結後速やかに当該契約書の写しを甲に提出させなければならない。
- 2 乙は、事業予定者をして、本事業に係る各業務のうち前項に定める業務以外の業務の全部又は一部を業務委託請負先に委託又は請け負わせる場合、各業務に着手する日までに、当該各業務に係る業務委託請負先との間で業務委託請負契約を締結させ、当該契約の締結後速やかに当該契約書の写しを甲に提出させなければならない。
- 3 第 1 項及び第 2 項により事業予定者から業務の実施を受託し又は請け負った乙は、当該業務を誠実に実施しなければならない。

第8条 （準備行為）

- 1 甲及び乙は、事業契約の締結前にも、本事業の実施に関し必要な準備行為を行うことができ、それぞれ必要かつ相当な範囲で、相手方の準備行為に協力しなくてはならない。
- 2 乙は、事業契約の締結後速やかに、前項の準備行為及び甲の協力の結果を事業予定者に対し引き継がなくてはならない。

第9条 （談合その他の不正行為による事業契約の不締結等）

- 1 甲は、乙が本事業の優先交渉権者選定手続に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、本基本協定を解除すること及び事業契約を解除し、又は事業契約を締結しないことができ、このため乙に損害が生じても、甲はその賠償の責めを負わない。
 - (1) 乙のいずれかが私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は乙のいずれかが構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定

に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。

- (2) 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙のいずれか又は乙のいずれかが構成事業者である事業者団体（以下「構成員等」という。）に対して行われたときは、構成員等に対する命令で確定したものをいい、構成員等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、本事業に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、構成員等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本事業が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が請負者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に優先交渉権者の選定が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 乙のいずれか（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。次号において同じ。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。
- (5) 乙のいずれかの刑法第 198 条の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、本事業の優先交渉権者選定手続に関して前項各号のいずれかに該当するときは、甲が本基本協定を解除するか否か、及び事業契約を解除するか否か又は事業契約を締結するか否かにかかわらず、事業契約に規定されるべきサービス対価総額の 1 事業年度相当額（消費税等を含み、事業契約に規定されるべきサービス対価総額の 10 分の 1 の額とする。次項及び次条において同じ。）の 10 分の 2 の金額を違約金としての賠償金として甲が指定する期限までに支払わなければならない。乙の構成員が本基本協定を履行した後も、同様とする。

3 乙は、次の各号のいずれかに該当したときは、前項の規定にかかわらず、事業契約に規定されるべきサービス対価総額の 1 事業年度相当額の 10 分の 3 に相当する額を支払わなければならない。

- (1) 第 1 項第 1 号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第 7 条の 3 の規定の適用があるとき。
- (2) 第 1 項第 2 号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第 4 号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明

らかになったとき。

(3) 乙が甲に日進市建設工事関係等入札者心得書第 9 条の 2 の規定に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

4 第 2 項及び前項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害額が各項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償金を請求することができる。

5 第 2 項及び前項までの場合において、乙は、賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。乙が既に優先交渉権者となった応募グループを解散しているときは、乙の構成員であった者についても、同様とする。

第10条 (暴力団排除に係る事業契約の不締結等)

1 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本基本協定を解除すること及び事業契約を解除し、又は事業契約を締結しないことができ、このため乙に損害が生じても、甲はその賠償の責めを負わない。

(1) 役員等に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」といい、暴力団員及び暴力団関係者を総称して「暴力団員等」という。）がいると認められるとき。

(2) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

(3) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(4) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

(5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 乙のいずれかが、第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当する者を下請契約

又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(8) 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者に甲に対して有する債権を譲渡したとき。

(9) 前3号のほか、役員等又は使用人が、第1号から第5号のいずれかに該当する法人又は個人であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲が本基本協定を解除するか否か、及び事業契約を解除するか否か又は事業契約を締結するか否かにかかわらず、事業契約に規定されるべきサービス対価総額の1事業年度相当額の10分の1に相当する額を違約罰としての賠償金として甲が指定する期限までに支払わなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償金を請求することができる。

4 前二項の場合において、乙は、賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。乙が既に優先交渉権者となった応募グループを解散しているときは、乙の構成員であった者についても、同様とする。

第11条 （事業契約不調の場合の処理）

1 事由の如何を問わず、甲と事業予定者との間で事業契約が締結に至らなかった場合、甲及び乙が本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを、甲及び乙は確認する。ただし、事業契約が締結に至らなかった理由が乙の責めに帰すべき事由によるものでないと認められる場合、甲は、乙が本事業の準備に関して既に支出した費用について、合理的な範囲でこれを負担する。

2 前項の規定にかかわらず、第9条第1項又は第10条第1項の規定に従い事業契約が解除され又は事業契約が締結に至らなかった場合には、甲は乙に対し、本基本協定の規定に従い賠償金を請求することができる。

第12条 （本事業終了時の知的財産権対象技術）

乙は、自らが保有する著作権、特許権、実用新案権、意匠権、営業秘密の権利、商標権その他一切の知的財産権の対象となっている技術等が事業予定者により本事業に導入された場合であって、当該導入技術等のうち甲が指定したものについては、甲及び甲が指定する者に対し、事業契約終了後における本施設の運営

のための当該導入技術の利用を無償かつ無期限で許諾し（ただし、事業契約の終了日において事業予定者が乙に対して当該導入技術の利用に係る対価の支払義務を負っている場合で、当該対価の支払が当該導入技術の利用期間に応じて定期的に行われていたものである場合には、有償（甲が合理的と認める範囲に限り、かつ、合理的な理由のない限り事業予定者が負担していた金額を上限とする。）かつ無期限で許諾することで足りる。）、当該利用許諾に関して甲又は甲が指定する者から協力を求められた場合には必要な協力を行わなければならない。

第13条 （本事業終了後の代表企業の責任）

本事業終了後、事業予定者が解散等を行う場合において、甲の請求があるときは、代表企業は、事業契約に基づき事業予定者が甲に対して負担する義務を、事業契約の規定に従い免責的に引き受けなければならない。

第14条 （秘密保持）

- 1 甲と乙は、相手方当事者の事前の書面による承諾なくして、本基本協定に関する情報（本事業を実施する上で知り得た秘密を含む。）を第三者に開示してはならず、本基本協定の履行又は本事業の実施の目的以外には使用してはならない。ただし、既に自ら保有していた情報、既に公知の事実であった情報、その取得後自らの責めによらずして公知になった情報及びその取得後正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなしに取得した情報を除く。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、次に掲げる場合に限り、本基本協定に関する情報を開示することができる。
 - (1) 当該情報を知る必要のある甲又は乙の役員、従業員、弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家に対して、甲及び乙と同等以上の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合
 - (2) 当該情報を知る必要のある業務委託請負先、若しくは本事業に関して事業予定者に融資等を行う金融機関等又はこれらの者の役員、従業員、弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家に対して、甲及び乙と同等以上の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合
 - (3) 法令等又は裁判所、監督官庁若しくはその他の公的機関（金融商品取引所、金融商品取引業協会を含む。）の命令により開示を求められた情報を開示する場合

第15条 （契約の変更）

本基本協定は、甲及び乙の書面による合意がなければ、これを変更することができない。

第16条 （準拠法及び管轄裁判所）

本基本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本基本協定に関する一切の紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第17条 （有効期間）

- 1 本基本協定の有効期間は、別段の合意がある場合を除き、本基本協定の締結日から本事業終了の日までとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、本基本協定の規定に従い、事業契約が解除され又は事業契約が締結に至らなかった場合には、甲又は乙の代表企業が相手方に対して書面で通知することにより、本基本協定の有効期間は終了する。
- 3 前二項の規定にかかわらず、次の各号（ただし、第2項の規定に従って又は甲及び乙の合意により、本基本協定の有効期間が終了する場合については第3号、第5号乃至第7号に限る。）に掲げる規定の効力は、本基本協定の有効期間の終了後も存続する。
 - (1) 第9条第2項から第5項まで
 - (2) 第10条第2項から第4項まで
 - (3) 第11条
 - (4) 第12条
 - (5) 第13条
 - (6) 第14条
 - (7) 第16条
 - (8) 本条

第18条 （疑義に関する協議）

本基本協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合又は本基本協定の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙が誠実に協議して、これを定める。

以 上

（以下余白）

以上を証するため、本基本協定書を 2 通作成し、甲及び乙の代表企業その他構成員がそれぞれ記名押印の上、甲及び乙の代表企業が各 1 通を保有する。

令和 9 年●月●日

(甲) 日進市

(乙) (代表企業)

(構成員)

(構成員)

別紙 1 設立時の出資一覧

事業予定者の資本金の額 : 【 】 円
事業予定者の発行可能株式総数 : 【 】 株
事業予定者の発行済株式の総数 : 【 】 株

構成員（代表企業）

商号 【商号】
所在地 【住所】
出資額 【 】 円
引き受ける株式の総数 【 】 株
引き受ける株式の種類 普通株式

構成員

商号 【商号】
所在地 【住所】
出資額 【 】 円
引き受ける株式の総数 【 】 株
引き受ける株式の種類 普通株式

構成員

商号 【商号】
所在地 【住所】
出資額 【 】 円
引き受ける株式の総数 【 】 株
引き受ける株式の種類 普通株式

別紙2 出資者保証書の様式

●年●月●日

日進市

【肩書き】 【●】 殿

出 資 者 保 証 書

日進市（以下「市」という。）並びに優先交渉権者である【代表企業名】、【構成員名】、【構成員名】及び【構成員名】（以下「当社ら」と総称する。）との間で、令和 8 年●月●日付けで締結された日進市下水道施設包括管理業務委託（ゼロ債） 基本協定書（以下「本基本協定」という。）に関して、当社らは、本日付けをもって、下記の事項を市に対して誓約し、かつ、表明・保証いたします。なお、特に明示の無い限り、この出資者保証書において用いられる語句は、本基本協定において定義された意味を有するものとします。

記

- 1 事業予定者が、令和 8 年●月●日に、会社法（平成 17 年法律第 86 号）上の株式会社として適法に設立され、本日現在有効に存在すること。
- 2
 - (1) 本日時点における事業予定者の総株主の発行済株式の総数は●株であること。
 - (2) 当社らが保有する事業予定者の株式の総数は●株であり、そのうち●株は【代表企業名】が、●株は【構成員名】が、●株は【構成員名】が、●株は【構成員名】がそれぞれ保有すること。当社らがかかる株式の引受けにあたり払い込んだ出資金の合計額は●円であり、そのうち●円は【代表企業名】が、●円は【構成員名】が、●円は【構成員名】が、●円は【構成員名】がそれぞれ払い込み済みであること。
- 3 事業予定者が、本事業の実施に必要な資金調達を行うことを目的として、当社らが保有する事業予定者の株式の全部又は一部を、金融機関等に対して譲渡し又は当該株式の全部又は一部に担保権を設定する場合、事前に、その旨を市に書面で通知し承諾を得ること。この場合、当該融資及び担保権設定に関する契約書の写しを、契約締結後速やかに市に提出すること。
- 4 前項又は本基本協定に規定する場合を除き、当社らは、当該株式の譲渡、担保権の

設定その他一切の処分を行わないこと。

- 5 事業予定者が株式、新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合、これらの発行を承認する株主総会において、各構成員により事業予定者の全株式が保有され、かつ代表企業が最大の出資者であることが維持されるよう、その保有する議決権を行使すること。

以 上

(代表企業)

【代表企業名】

(構成員)

【構成員名】

(構成員)

【構成員名】

(構成員)

【構成員名】

別紙3 業務委託請負先

- 業務：【業務委託請負先の商号】
- 業務：【業務委託請負先の商号】
- 業務：【業務委託請負先の商号】
- 業務：【業務委託請負先の商号】
- 業務：【業務委託請負先の商号】
- 業務：【業務委託請負先の商号】

なお、事業契約の規定に基づき、甲が業務委託請負先の変更を承諾した場合にはこの限りではない。